

学校統合推進委員会の傍聴に関する注意事項（案）

- (1) 傍聴者は、会議室に入室する前に、受付簿に必要事項を記入してください。
- (2) 定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 会議の傍聴に当っては、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただくことがあります。
 - ① 会場における言論に対して賛否の表明や、拍手等を行うことはできません。また、傍聴者からのご質問は受け付けられません。
 - ② 危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
 - ③ 会場内での食事及び喫煙はできません。
 - ④ 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
 - ⑤ 手荷物、貴重品等の管理は、各自にてお願いします。
 - ⑥ その他、議事の妨げになるようなことは遠慮願います。
 - ⑦ 会議で知りえた個人情報やプライバシーの取扱いには十分に配慮し、他人の利益を害することがないようにお願いします。
- (4) 会議が非公開と決定した場合は、傍聴はできません。
- (5) 傍聴者は、事務局の指示に従うようお願いします。